

令和7年度

感染性産業廃棄物収集・運搬及び処分の業務委託仕様書

磐田市消防本部

1 業務委託名

令和7年度 感染性産業廃棄物収集・運搬及び処分の業務委託

2 業務目的

磐田市消防本部及び磐田市消防署（以下「消防本部」という。）から排出される感染性産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日外法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）及びその他の関係法令に従い、適正に収集・運搬及び処分することを目的とする。

3 業務委託内容

(1) 感染性産業廃棄物の種類及び予定数量

No.	感染性産業廃棄物の内容	容器（荷姿）	容量	予定個数
1	プラスチック類等	ダンボール	40 リットル	470 個／年
2	留置針等穿通性を有するもの	ペール缶	20 リットル	2 個／年

(2) 収集場所

磐田市今之浦二丁目14番地2（磐田市消防署）

(3) 収集回数

原則毎月1回。但し、消防本部が指示した場合は、その都度収集すること。

(4) 委託期間

契約締結日翌日から令和8年3月31日まで。

(5) マニフェスト

感染性産業廃棄物の収集・運搬及び処分につき、種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行うこと。

(6) 資機材等

感染性産業廃棄物の収集のための容器（バイオハザードマーク付きのダンボール及びペール缶）、ビニール袋及びマニフェスト等の必要数を消防本部に提供すること。

4 契約

- ・契約は、予定数量に変動があり不確定なため、単価契約とする。
- ・廃棄物処理法に基づき、消防本部は、感染性産業廃棄物の優良の収集・運搬業許可証及び感染性産業廃棄物の優良の処分業許可証を有する者と「感染性産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書」及び「感染性産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結する。

また、いずれか一方の許可証しか有していない者は、他方の許可証を有している者と業務提携を行っていること。その場合は、2者間で業務提携を行っていることを証明する業務提携書（別紙1）を入札参加資格確認申請の際に提出すること。業務提携が確認できた2者と「感染性産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書」及び「感染性産業廃棄物処分委託基本契約書」を締結する。

- ・上記の契約書には、感染性産業廃棄物の優良の収集・運搬業許可証及び優良の処分業許可証の写しを添付すること。
- ・契約期間内において、許可証を更新した場合は、許可証発行後速やかに写しを消防本部に提出すること。

5 入札資格

- ・収集・運搬業務及び処分業務にあたる者は、磐田市物品製造等入札参加者名簿に、「73 その他委託」のうち「14 産業廃棄物処理業務」の登録がされていること。

6 委託料

- ・業務委託料については、収集・運搬費、処分費（中間、最終含む）、収集のための容器代（ダンボール、ビニール袋等）及びマニフェストを含んだものとする。
- ・支払方法は、単価から算出された金額を、収集・運搬委託業者から請求を受けた都度、収集・運搬費用及び処分費用を一括して1者に支払うものとする。

7 その他

- ・受託者は、消防本部の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行うこと。
- ・収集・運搬経路図（別紙2）を契約締結までに作成し、契約書に添付して消防本部へ提出すること。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、消防本部と協議して誤りが無いようにし、不明な点は消防本部へ確認すること。